

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

基本協定書  
(案)

令和7年7月

足柄上衛生組合

## 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、足柄上衛生組合(以下「甲」という。)&、[ ](以下「代表企業」という。)を代表企業とする[ ]グループの各構成企業(以下総称して「優先交渉権者」といい、個別に「構成企業」といい、そのうち、末尾記名捺印欄に「建設事業者」「運営管理事業者」として記名捺印した当事者をそれぞれ「建設事業者」「運営管理事業者」という。)は、以下のとおり合意し、本基本協定書(以下「本協定」という。)を締結した。

### (目的と用語)

第1条 本協定は、本事業に関し、優先交渉権者が、その提出に係る参加表明書、企画提案書、提案設計図書など一式の書類(当該書類に対する説明内容等も含む。以下「事業者提案」という。)により、本事業の公募手続における優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と優先交渉権者及び第3条に基づき優先交渉権者が設立する特別目的会社(第3条に基づき優先交渉権者が設立する場合に限る。以下「SPC」といい、優先交渉権者とSPCを総称して「乙」というものとするが、優先交渉権者がSPCを設立しない場合には、優先交渉権者のみを称して「乙」という。)の間において、本事業に係る設計・建設事業及び運営管理業務の一括発注に係る基本事項について定める基本契約(以下「基本契約」という。)並びに当該各業務の詳細について定める基本契約書、建設工事請負契約書、運営管理業務委託契約書(以下、「事業契約等」という。)を締結することを目的として、それに向けての甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定において使用されている用語は、本協定において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、本事業の公募手続に係る公募説明書に定義された意味を有するものとする。

### (当事者の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、甲からの提示条件を遵守のうえ、甲に対し企画提案書を作成したことを確認する。

3 乙は、事業契約等の締結のための協議において、本事業の公募手続における甲及び事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

4 乙は、本協定に基づく又は本協定に関する甲への申入れ、協議その他の連絡等は、代表企業を通じて行うものとする。また甲は、本協定に基づく又は本協定に関する乙への申入れ、協議その他の連絡等は、代表企業に対してのみ行えば事業者全体に対してなされたものとみなされるものとする。代表企業は、本事業に関する甲との一切の折衝及び合意の締結について、他の構成企業を法的かつ包括的に代理する権限を有するものとする。

### (SPCの設立)

第3条 乙は、事業者提案に基づきSPCを設立する場合には、第5条第1項の定めるところに従って事業契約等の仮契約を締結するまでに、会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社、かつ株券不発行会社として、本事業に係る運営管理業務の実施のみを目的とするSPCを南足柄市内、中井町内、大井町内、松田町内、山北町内又は開成町内のいずれかに設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を甲に提出するものとする。乙は、設立したSPCの本店所在地が変更される場合、甲に対し、事前に書面で通知させるものと

する。ただし、乙は、本協定の終了に至るまで、SPCの本店所在地を構成市町管内以外の土地に移転させないものとし、本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 事業者提案に基づき設立されるSPCの株式は譲渡制限付普通株式の1種類とし、乙は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号の定めを規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

3 乙は、事業者提案に基づきSPCへ出資する構成企業(以下「構成員」といい、構成員以外の構成企業を「協力企業」という。)をして、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。

(1)代表企業は、SPCについて総議決権の50%以上を有する構成員とし、本事業において整備される各施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を担当する建設事業者とする。

(2)構成企業以外の第三者の出資を認めないものとする。

(3)代表企業の議決権保有割合は、SPCの設立時から本事業の事業期間を通じて最大とする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙は、事業者提案に基づきSPCを設立する場合には、本協定の終了に至るまで、SPC又は構成員が、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知させ、その承諾を得なければ、これを行うことができない。

(1)構成企業以外の第三者に対するSPCの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分

(2)構成企業以外の第三者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

(3)代表企業の出資比率又は議決権保有割合がSPCの出資者中最大となくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに構成企業間でのSPCの株式の譲渡、担保設定その他の処分

(4)エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を担当する建設事業者が代表企業又は構成員でなくなるSPCの株式の譲渡、担保設定その他の処分

2 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行った構成員は、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲が定める書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(事業契約)

第5条 乙は、甲との間において、次の各号の定めるところに従って事業契約を締結する。

(1)建設事業者及び運営管理事業者は、令和7年度を目途として、甲との間で基本契約の契約当事者として自ら締結する。ただし、基本契約は仮契約であって、次号に定める契約の成立をもって本契約として成立する。

(2)建設事業者は、基本契約の契約締結日と同日付にて、甲との間で建設工事請負契約の仮契約を締結し、足柄上衛生組合議会による建設工事請負契約の締結に係る議決をもって本契約として成立する。

(3)運営管理事業者は、基本契約の締結日と同日付にて、甲との間で運営管理業務委託契約を締結する。ただし、運営管理業務委託契約は仮契約であって、前号に定める建設工事請負契約の本契約の成立をもって本契約として成立する。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約等を締結する間において、乙の構成企業のいずれかに次の事由が生じたときは、原則として、甲は事業契約を締結しない。ただし、代表企業を除く構成企業について次の各号のいずれかの事由が生じた場合で、当該事由の生じた構成企業を変更することにより本事業の円

滑かつ確実な遂行に支障がないと甲が認めた場合には、甲は乙との間で事業契約等を締結することができる。

(1) 本事業の公募手続に関して、構成企業の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合。

- ① 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下、「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、乙が当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)を提起しなかったとき。
- ② 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、乙が処分の取消しの訴えを提起しなかったとき。
- ③ 乙が本号①又は②の場合に処分の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- ④ 排除措置命令又は課徴金の納付命令(乙に対する命令で確定したものをいい、乙に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における該当命令をいう。)が行われた場合において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ⑤ 本号④の命令により、乙に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し、課徴金の納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)
- ⑥ 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(2) 暴力団排除措置に関する事項として、次のいずれかに該当する場合。

- ① 役員等(乙が法人である場合にはその役員又は、その支店若しくは本業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員であると認められるとき。
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本号①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 乙が、本号①から⑤のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(本号⑥に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) その他、構成企業の全部又は一部が甲の指名停止の措置を受けたとき又は本事業の公募手続に係る公募説明書等に定められた参加資格要件を喪失したとき。

3 乙の各構成企業及びSPCは、前項の定めに従うほか、次の各号の場合に応じて、本事業の提案価格書並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の当該号に定める割合に相当する額(その

額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も乙の構成企業及びSPCの連帯債務とする。

- (1)乙の構成企業のいずれかが前項第1号に該当する場合 10分の2
  - (2)乙の構成企業のいずれかが前項第2号又は第3号に該当した結果、事業契約に関し、甲が仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないこととした場合 10分の1
- 4 乙は、甲、建設事業者及び運営管理事業者による基本契約の締結と同時に、別紙1に定める書式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。

#### (準備行為)

第6条 事業契約等の成立前であっても、乙は、甲の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用により、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、前項の準備行為について甲からの要請があった場合は、甲と適宜協議を行い、甲の指示に基づいて実施する。
- 3 乙は、各事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者である建設事業者及び運営管理事業者に承継させるものとする。

#### (事業契約等の不調)

第7条 甲は、本協定のいかなる文言にもかかわらず、いかなる意味でも事業契約等の締結を義務付けられることはなく、帰責事由の所在やその内容の如何を問わず、事業契約等の全部又は一部が成立に至らなかった場合には、既に乙が本事業の準備に関して支出した費用は乙の負担とし、甲は一切の責任を負わない。

#### (有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約等の本契約成立日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約等の全部が成立に至らなかった場合には、いずれかの事業契約等の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

#### (秘密保持等)

第9条 甲及び乙は、本業務に関連して相手方から秘密情報として受領した情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、乙は、本業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1)開示時に公知である情報

(2)開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3)開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4)甲及び乙がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

4 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さず、この場合は開示後速やかに通知を行うものとする。

(1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2)法令等に従い開示が要求される場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき

(3)権限ある官公署の命令に従う場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき

(4)甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合

(5)甲が本業務の一部を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。

5 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さず、この場合は開示後速やかに通知を行うものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に係る紛争の訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること

(補足)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

第12条 SPCを設立しない場合は、本協定の第3条及び第4条は削除するものとする。

(以下余白)

以上の証として、本書【 】通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(発注者) 神奈川県南足柄市班目 1547 番地  
足柄上衛生組合  
組合長 印

(事業者)  
【 】グループ 代表企業

【住所】

【氏名】

構成員

【住所】

【氏名】

【住所】

【氏名】

【住所】

【氏名】

協力企業

【住所】

【氏名】

【住所】

【氏名】

## 出資者保証書式

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

足柄上衛生組合  
組合長

様

### 出 資 者 保 証 書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関し、\_\_\_\_\_(以下「代表企業」という。)を代表企業とする\_\_\_\_\_(グループ)の構成メンバーである代表企業、\_\_\_\_\_(以下総称して「当社ら」という。))は、当社らが足柄上衛生組合(以下「貴組合」という。))及び(SPC名)(以下「SPC」という。))との間において令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに本事業に係る設計・施工一括請負及び運営管理業務についての各契約(以下総称して「事業契約」という。))につき、本書の日付けでもって、貴組合に対して下記各項所定の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

#### 記

- 1 SPCが、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に、会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社かつ会計監査人設置会社として適法に\_\_\_\_(市又は町)に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、\_\_\_\_株であり、そのうち\_\_\_\_株を、当社らが保有しており、そのうち、\_\_\_\_株は代表企業が、\_\_\_\_株は\_\_\_\_が保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴組合に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとし、かつ、貴組合の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴組合所定の書式の誓約書その他貴組合が必要とする書面を添えて貴組合に対して提出すること及びかかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。
  - (1) SPCの株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分
  - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法によるSPCへの資本参加の決定
  - (3) 代表企業による出資が出資比率の50%以下になることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 5 SPCの資本金は、施設の運営を開始する日までに\_\_\_\_円とし、本事業が終了するまでの間、これを維持し、貴組合の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を減少しないことを誓約する。

以 上